

# 令和6年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き

**申告期限：令和6年1月31日（水）**

可能な限り郵送での提出をお願いします。（消印有効）

※期限間近になりますと窓口が混雑しますので1月17日（水）頃までに提出いただきますようご協力をお願いします。

※申告書類は電算入力しますので、指定のものをご使用ください。

## 償却資産申告書の提出・問い合わせ先

糸島市役所 市民部 税務課 固定資産税係  
〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号  
電話番号（代表）092-323-1111（担当：でみず出水）



糸島市イメージキャラクター

いとゴン

糸 島 市

# 目次

<b>I</b>	<b>償却資産とは</b> .....	2
1.	償却資産とは.....	2
2.	償却資産の具体例.....	2
3.	償却資産の主な業種別具体例.....	3
4.	償却資産の課税客体となる車両.....	4
<b>II</b>	<b>償却資産の申告について</b> .....	4
1.	申告が必要な方.....	4
2.	提出書類.....	4
3.	個人の方が申告する際の本人確認書類について.....	5
4.	申告する資産.....	5
5.	申告期限 令和6年1月31日(水).....	6
6.	申告書の提出先.....	6
7.	未申告、又は虚偽の申告をした方.....	6
8.	実地調査への協力をお願い.....	6
9.	償却資産の価格.....	7
10.	減価率及び減価残存率表.....	7
11.	少額償却資産の取扱い.....	8
12.	税率・免税点等.....	8
13.	電子計算機処理により申告される場合.....	9
14.	電子申告の利用.....	9
15.	船舶の申告.....	10
16.	生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の軽減措置.....	10
17.	課税標準の特例該当資産.....	10
<b>III</b>	<b>建築設備の家屋と償却資産の区分</b> .....	11
1.	建築設備の範囲.....	11
2.	建築設備の家屋と償却資産の区分.....	11
3.	特定の生産又は業務用の設備の取扱い.....	11
4.	家屋の賃借人が施工した内装等の取扱い.....	12
5.	建築設備の家屋と償却資産の区分表.....	12
<b>IV</b>	<b>国税との主な違い</b> .....	15
<b>V</b>	<b>償却資産申告書の書き方(記入例)</b> .....	16
<b>VI</b>	<b>種類別明細書(増加資産・全資産)の書き方(記入例)</b> .....	18
<b>VII</b>	<b>種類別明細書(減少資産用)の書き方(記入例)</b> .....	19

個人や法人で事業を営んでいる方や、駐車場・アパート等を貸し付けている方は、お持ちの償却資産（事業のために用いている資産）をその資産の所在する市町村長に申告する義務があります。

（参照：地方税法第 383 条）

- ◆ 償却資産申告書の書き方は、16、17 頁をご覧ください。
- ◆ 種類別明細書の書き方は、18、19 頁をご覧ください。
- ◆ 電子計算機処理により申告する方は、9 頁をご覧ください。
- ◆ 申告書を郵送する方は、1 枚目（提出用）を送付し、2 枚目（控用）はお手元に保管してください。（受付済みの控用が必要な場合は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。）
- ◆ マイナンバー制度の実施に伴い、申告書に個人番号または法人番号の記入が必要となります。記入方法は 16 頁をご覧ください。  
また、個人の方が申告書を提出する際には、本人確認が必要となります。詳しくは 5 頁をご覧ください。

### 償却資産課税台帳の閲覧について

償却資産課税台帳の閲覧は、4 月 1 日から翌年の 3 月末まで、1 年間を通して糸島市役所税務課にて行えます。

なお、償却資産の評価内容等については、税務課固定資産税係にお問い合わせください。

# I 償却資産とは

## 1. 償却資産とは

個人や法人で工場・商店等を経営している方、農業や漁業、建設業等の事業を行っている方、駐車場・アパート等を貸し付けている方等が、その「事業のために用いることができる」構築物・機械・工具・器具・備品等の固定資産を「償却資産」といい、土地・家屋と同じく固定資産税が課税されます。

ただし、鉱業権・漁業権等のような無形固定資産、自動車税及び軽自動車税の課税対象となる自動車等は課税の対象とはなりません。

なお、「事業のために用いることができる」には、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

また、直接的に事業に用いていない従業員の福利厚生施設（社宅、宿舎、寮、社員研修施設等）の器具備品、構築物等も償却資産の課税対象となります。

## 2. 償却資産の具体例

資産の種類	具体例
構築物	広告塔、駐車場の舗装、フェンス、外構、サイクルポート、車止め、ビニールハウス、家屋の所有者以外の者が施工した内装、その他
機械及び装置	印刷機、旋盤、ボール盤等の工作機械類、ブルドーザー、クレーン等の建設機械類、物品の製造や食料品の加工設備類、機械式駐車場設備、ビルの受変電設備、自家発電設備や電気中央監視制御装置等の建築設備の一部（12～14頁「5. 建築設備の家屋と償却資産の区分表」参照）、その他
船舶	漁船、モーターボート、ヨット、その他
航空機	飛行機、ヘリコプター、その他
車両及び運搬具	フォークリフト等の構内運搬車両、ホイールクレーン、タイヤローラ等の大型特殊車、その他（4頁「4. 償却資産の課税客体となる車両」参照） ※自動車や原動機付自転車のように自動車税や軽自動車税の対象となるものは除かれます。
工具・器具及び備品	テレビ、冷蔵庫、ドリル等の工具類、複写機、パソコン等の事務機器類、理容・美容業用機器、厨房用品、医療機器、看板、応接セット、ルームエアコン、自動販売機、その他

### 3. 償却資産の主な業種別具体例

償却資産の対象となる主な資産を業種別に例示しますと、次の表に掲げるとおりです。

なお、耐用年数は、電子政府の総合窓口「e-Gov」法令検索から「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で検索できます。

e-Gov 耐用年数

検索

業 種	主 な 償 却 資 産 の 内 容
共 通	事務机、椅子、応接セット、キャビネット、ロッカー、金庫、コピー機、エアコンディショナー、パソコン、ファクシミリ、その他
飲 食 業	看板、テーブル、椅子、厨房用品、レジスター、冷蔵庫、その他
理 容 ・ 美 容 業	理容・美容椅子、応接セット、消毒殺菌機、タオル蒸器、パーマ器、レジスター、サインポール、湯沸かし器、その他
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、ドライ機、プレス、給排水設備、レジスター、その他
小 売 業	冷蔵ストッカー、陳列ケース、レジスター、冷蔵庫、自動販売機、看板、その他
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、大型特殊自動車、フォークリフト、発電機設備、その他
自 動 車 修 理 業	旋盤、プレス、圧縮機、測定工具、検査工具、アスファルト舗装等、その他
金 属 加 工 業	受・変電設備、旋盤、ボール盤、フライス盤、プレス、圧縮機、測定・検査工具、その他
医 ・ 歯 業	レントゲン機器、歯科診療ユニット、手術機器、ファイバースコープ、消毒殺菌用機器、調剤機器、その他
農 業	ボイラー、自動給餌機、耕うん整地用機具、野菜洗浄機、ガラス温室、ビニールハウス（※）、その他
漁 業	漁船、漁具、その他
娯 楽 業	パチンコ機器、ゲーム機、ボウリング場用レーン設備、ゴルフ練習場用ネット設備、自動販売機、その他
不 動 産 貸 付 業	フェンス、コンクリート舗装、アスファルト舗装、立体駐車場のターンテーブル及び機械部分、植込み、太陽光発電設備、外灯、その他

(注1) 家屋の所有者と異なる方(賃借人等)が内外装等を施工された場合は内外装・設備一式等が償却資産に該当します。(詳しくは12頁をご覧ください。)

(注2) 自己所有の建物を通常の維持管理の必要から改修された場合は、償却資産の申告は必要ありません。

(注3) 少額償却資産の申告は、税務会計上の経理区分によってその取扱いが異なります。(詳しくは8頁をご覧ください。)

※ 農業用ハウスについては構造等により耐用年数が異なります。総ガラス造のものは家屋の課税対象となる場合があります。家屋課税対象となる農業用ハウスは償却資産としての課税対象ではありません。

## 4. 償却資産の課税客体となる車両

### 大型特殊自動車はすべてが申告の対象となります。

自動車や軽自動車のように自動車税及び軽自動車税の対象となるものは、申告の必要はありません。

(1) 大型特殊自動車の車両条件（道路運送車両法施行規則第2条別表第1より）

① 一般用・建設用

長さ4.7m、幅1.7m、高さ2.8m、最高速度15km/hのいずれかの要件を越えるもの。

② 農耕作業用（トラクター、コンバイン、乗用田植機等）

長さ、高さ、総排気量の基準はなく、最高速度35km/h以上のもの。

※上記の基準以下のものは小型特殊車両に該当し、軽自動車税の課税対象となりますので、**償却資産の申告対象外**です。

(2) 大型特殊自動車の車種別番号（自動車登録規則第13条別表第2より）

① 建設機械に該当するもの・・・ナンバー0、00から09及び000から099

② 建設機械以外のもの・・・ナンバー9、90から99及び900から999

## II 償却資産の申告について

### 1. 申告が必要な方

令和6年1月1日現在、個人や法人で事業を営んでいる方や駐車場・アパート等を貸し付けている方で、その事業に用いることができる土地・家屋以外の事業用資産（償却資産）をお持ちの方です。

### 2. 提出書類

(1) はじめて申告する方・・・全ての資産を申告してください。

対 象 者	① 令和5年1月2日以降に糸島市内で新たに事業を営まれた方 (リース資産等を設置した方も含みます) ② 今回、はじめて償却資産申告書が送られてきた方
対象となる資産	令和6年1月1日現在、糸島市内に所有している、事業に用いることができる全資産
提出する申告用紙(※)	① 償却資産申告書……………緑色 ② 種類別明細書(全資産用) ……緑色
そ の 他	<b>償却資産の多少にかかわらず、必ず申告をお願いします。</b>

※申告用紙は糸島市ホームページからダウンロードできます。

(2) 前年度までに申告した方・・・資産の増加、減少又は増減なしを申告してください。

対 象 者	前年度（令和5年度）までに申告した方
対象となる資産	令和5年1月2日から令和6年1月1日までの増加又は減少した資産
提出する申告用紙（※）	① 償却資産申告書・・・・・・・・・・・・・緑色 ② 種類別明細書（増加資産用）・・・緑色 ③ 種類別明細書（減少資産用）・・・赤色
そ の 他	<b>増減がない場合や、全資産が減少する場合でも必ず申告をお願いします。</b> (その際、種類別明細書を提出する必要はありません。)

※申告用紙は糸島市ホームページからダウンロードで

きます。

(3) 該当する資産のない方

**廃業、解散、休業、移転等**、あるいは**償却資産を所有していない方は「該当資産なし」**等、その旨を償却資産申告書（償却資産課税台帳）の右下備考欄に記載して申告してください。

### 3. 個人の方が申告する際の本人確認書類について

申告者が個人の場合は、以下の書類による本人確認が必要です。

(1) 本人が窓口で申告書を提出する場合 … 次のいずれかの書類を提示してください。

- ① 申告者本人の個人番号カード
- ② 申告者本人の通知カード及び運転免許証等の写真付き本人確認書類

(2) 代理人が申告書を提出する場合 … 次の全ての書類を提示してください。

- ① 申告者本人の個人番号カードまたは通知カード（写しでも可）
- ② 代理人本人であることが確認できる運転免許証等の写真付き本人確認書類
- ③ 申告者本人からの委任状

(3) 郵送で申告する場合

上記（1）、（2）の場合と同じ書類の写しを同封してください。

### 4. 申告する資産

令和6年1月1日現在、事業に用いることができる資産のうち、以下に該当するものは申告を要する償却資産となります。

(1) 土地及び家屋以外の有形の固定資産で所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却となる資産です。（これらに類する資産で、法人税または所得税を課されない者が所有するものを含む。）したがって、次のような資産も事業に用いることができる状態であれば申告の対象になります。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 建設仮勘定で経理されている資産（稼動している資産）</li> <li>② 簿外資産（会社の帳簿には記載されていない資産）</li> <li>③ 償却済み資産（減価償却を終わり、残存価格のみ帳簿に計上されている資産）</li> <li>④ 遊休資産（稼動を休止しているが、維持補修が行われている資産）</li> </ul> |
|---|

⑤ 未稼働資産（既に完成しているが、まだ稼働していない資産）

(2) 賃借人等の家屋所有者以外の方が事業の用に供するため、家屋に付加したもの（内装、外装、建築設備等の「特定附帯設備」）については、償却資産の申告対象になります。詳しくは、12 頁の「4. 家屋の賃借人が施工した内外装等の取扱い」をご覧ください。

(3) 次のような資産は課税の対象にはなりませんので、申告の必要はありません。

- ① 自動車税の課税対象となる自動車及び軽自動車税の課税対象となる軽自動車等（軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車）
- ② 生物（ただし、観賞用、興行用及びこれらに準ずる用に供するものは申告対象）
- ③ 無形固定資産（特許権、商標権、営業権、ソフトウェア等）
- ④ 美術品（ただし、取得価額が100万円未満のものや取得価額が100万円以上のものでも時の経過によりその価値が減少することが明らかなものは申告対象）
- ⑤ 法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産（ファイナンスリース取引に係るリース資産）で取得価額が20万円未満のもの  
※平成20年4月1日以後に契約を締結したもの
- ⑥ 耐用年数が1年未満の資産（即時償却を除く）
- ⑦ 個人の方が取得した10万円未満の資産（1つの資産につき）

## 5. 申告期限 令和6年1月31日（水）

期限間近になりますと窓口が混雑しますので1月17日（水）頃までに提出いただきますようご協力をお願いします。なお、可能な限り郵送での提出をお願いします。（消印有効）

## 6. 申告書の提出先

申告書の提出先は【糸島市役所 11番窓口 税務課 固定資産税係】です。

申告書は1枚目の「提出用」を提出し、2枚目の「控用」は保管しておいてください。「控用」に受付印の押印が必要な方は、あわせて提出ください。

なお、申告書を郵送する方で「控用」の返送を希望する場合は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。（「控用」の返送には日数がかかることがあります）

※電子申告を利用される方は、9頁を参照ください。

## 7. 未申告、又は虚偽の申告をした方

正当な理由がなく申告しない場合は、地方税法第386条の規定により過料を科されることがあるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、期限までに必ず申告してください。また、虚偽の申告をすると、地方税法第385条の規定により罰金等を科されることがあります。

## 8. 実地調査への協力のお願い

地方税法第354条の2の規定により、税務署が保有する国税資料の閲覧等を行っています。閲覧



の結果、実地調査にお伺いしたり、申告内容について参考資料の提出をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

## 9. 償却資産の価格

### 評価額の算出方法

償却資産の評価額は、償却資産の取得時期、取得価額及び耐用年数をもとに、申告された資産1件ごとに算出します。

(1) 評価額の計算は、次の計算方法により行います。

<ul style="list-style-type: none"> <li>前年中に取得した償却資産 取得価額×(1-r/2) = 評価額</li> <li>前年前に取得した償却資産 前年度評価額×(1-r) = 評価額</li> </ul> <p>r : 固定資産評価基準別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」に定める減価率 (減価率については下記の「10. 減価率及び減価残存率表」をご覧ください。)</p>
---

(2) 租税特別措置法で認められている「特別償却」及び法人税法又は所得税法で認められている「圧縮記帳」をしていても、これを行わなかったものとして計算します。

(3) 前年中に取得した償却資産の評価額は、取得月に関わらず半年償却により算出します。

(4) 評価額の最低限度は取得価額の5%です。計算した評価額が5%未満になる場合は、取得価額の5%でとどめます。

## 10. 減価率及び減価残存率表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
	(r)	前年中取得のもの(1-r/2)	前年前取得のもの(1-r)		(r)	前年中取得のもの(1-r/2)	前年前取得のもの(1-r)		(r)	前年中取得のもの(1-r/2)	前年前取得のもの(1-r)
2年	0.684	0.658	0.316	12年	0.175	0.912	0.825	22年	0.099	0.950	0.901
3年	0.536	0.732	0.464	13年	0.162	0.919	0.838	23年	0.095	0.952	0.905
4年	0.438	0.781	0.562	14年	0.152	0.924	0.848	24年	0.092	0.954	0.908
5年	0.369	0.815	0.631	15年	0.142	0.929	0.858	25年	0.088	0.956	0.912
6年	0.319	0.840	0.681	16年	0.134	0.933	0.866	30年	0.074	0.963	0.926
7年	0.28	0.860	0.720	17年	0.127	0.936	0.873	35年	0.064	0.968	0.936
8年	0.25	0.875	0.750	18年	0.12	0.940	0.880	40年	0.056	0.972	0.944
9年	0.226	0.887	0.774	19年	0.114	0.943	0.886	45年	0.05	0.975	0.950
10年	0.206	0.897	0.794	20年	0.109	0.945	0.891	50年	0.045	0.977	0.955
11年	0.189	0.905	0.811	21年	0.104	0.948	0.896	60年	0.038	0.981	0.962

r : 固定資産評価基準別表第 15 「耐用年数に応ずる減価率表」に定める減価率

## 11. 少額償却資産の取扱い

取得価額が少額である償却資産の申告は、税務会計上の経理区分によってその取扱いが異なります。(下表参照)

償却方法 取得価額	個別に減価償却し ているもの	中小企業特例 ※1	3年一括償却 ※2	一時損金算入 ※3
10万円未満	○	○	×	×
10万円以上 20万円未満	○	○	×	
20万円以上 30万円未満	○	○		
30万円以上	○			

○…償却資産の申告が必要 ×…申告不要

※1 租税特別措置法第 28 条の 2、第 67 条の 5 の規定による

※2 法人税法施行令第 133 条の 2 第 1 項、所得税法施行令第 139 条第 1 項の規定による

※3 法人税法施行令第 133 条、所得税法施行令第 138 条の規定による

## 12. 税率・免税点等

区分	説明
納税義務者	1月1日現在における償却資産の所有者をいいます。(償却資産を賃貸している方も含みます。)
課税標準	課税標準は、1月1日現在の価格で、課税台帳に登録された価格をいいます。固定資産評価基準に基づいて算出されます。
免税点	所有する全ての償却資産に対する課税標準額の合計が 150 万円未満の場合は、課税されません。
税率・税額	税率は 100 分の 1.4 です。税額は課税標準額×税率で算定します。 課税標準額 (千円未満切捨て) ×税率 (1.4%) = 税額 (百円未満切捨て)
納期	納付すべき額を 4 回 (4 月、7 月、12 月、2 月) に分けて納めていただきます。

### 13. 電子計算機処理により申告される場合

電子計算機処理により申告をする方は、毎年度、全資産の申告が必要です。

申告する資産		<p>① 令和6年1月1日現在、糸島市内に所有している、事業に用いることができる全償却資産</p> <p>② 毎年度、全償却資産を申告してください。</p>
提出する申告用紙等	償却資産申告書 (第26号様式)	評価額(ホ)の欄は、必ず記入してください。
	電子計算機処理で作成した種類別 明細書	<p>① 令和6年1月1日現在、所有しているすべての償却資産を<u>全資産、特例資産、非課税資産別</u>にページを区分して作成し、資産の種類ごとに合計額を出力したものを提出してください。 また、前年中の増加・減少資産も資産の種類ごとに区分して合計額を出力したものを添付してください。</p> <p>② <u>次の項目は、必ず記載してください。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資産の種類 ・資産の名称 ・数量 ・取得年月</li> <li>・取得価額 ・減価残存率 ・耐用年数</li> <li>・評価額(⑤で求めた評価額)</li> </ul> <p>③ 評価額の最低限度は取得価額の5%です。</p> <p>④ 圧縮記帳、特別償却は認められておりません。</p> <p>⑤ 「評価額」は、次の方法により算出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年中の取得資産 評価額＝取得価額×減価残存率(1-r/2)(※)</li> <li>・前年前の取得資産 評価額＝前年度評価額×減価残存率(1-r)(※)</li> </ul> <p>⑥ 資本的支出にかかる改良費については、新たな資産の取得とみなし、本体(既存部分)と区別して評価計算を行い、申告してください。</p>

※ r：固定資産評価基準別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」に定める減価率  
減価率については7頁の「10. 減価率及び減価残存率表」をご覧ください。

### 14. 電子申告の利用

インターネットを利用した償却資産の電子申告ができます。  
電子申告を利用する方は、事前に準備及び手続きが必要です。  
また、電子申告の利用をやめる場合は、廃止の手続きが必要となります。  
電子申告の内容については、eLTAX(エルタックス)ホームページをご覧ください。

エルタックス 電子申告

検索

お電話の場合は、eLTAXヘルプデスクへお問い合わせください。

電話番号 0570-081459

上記の電話番号でつながらない場合 03-5521-0019

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日、年末年始12/29～1/3を除く)

## 15. 船舶の申告

船舶を所有している方は、申告する際には次のことに注意してください。

### (1) 前年中新たに船舶を取得した方

「種類別明細書（増加資産・全資産用）」に必要事項を記載のうえ、申告してください。

なお、課税標準の特例率の判定のため、「船舶検査証の写し」又は「動力漁船登録票の写し」を添付してください。

### (2) 改良工事等が行われた場合の記載について

改良工事が行われている場合は、種類別明細書（増加資産・全資産用）の資産の名称等欄に、改良年ごとにまとめその工事内容を記載してください。

なお、マイナス改良費（取りはずし等）があるときは、種類別明細書（減少資産用）に該当資産の減少額（取得価額）を記入し、摘要欄にその旨を記載してください。

## 16. 中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の軽減措置

令和5年4月1日以降に新たに糸島市の認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき一定の要件を満たす設備を導入した場合、該当する償却資産にかかる固定資産税の課税標準が3年間、1/2に軽減します。さらに、賃上げ方針を従業員に表明した場合は、最長5年間、1/3に軽減します。

ただし、令和5年3月31日までに計画の認定を受け、設備を取得済みの場合は、該当する償却資産にかかる固定資産税の課税標準が3年間ゼロになります。

申請の際には認定を受けていることがわかるものと申請時の書類一式を添付してください。

その他、詳しくは税務課固定資産税係までお問い合わせください。

## 17. 課税標準の特例該当資産

地方税法第349条の3及び同法附則第15条、第15条の2、第15条の3の規定に該当する資産については、課税標準の特例が適用されます。

該当する資産を所有されている方は、種類別明細書（増加資産・全資産用）にその名称等を記入するとともに、摘要欄に適用条項を記入し、該当資産が要件を満たすことが分かる書類等を提出してください。

例) 内航船舶、ガス事業用資産、企業主導型保育事業の用に直接供する資産、先端設備等導入計画に基づいて取得した設備等

※ここに記入されていない事項や詳細については税務課固定資産税係にお問い合わせください。

## Ⅲ 建築設備の家屋と償却資産の区分

### 1. 建築設備の範囲

建築設備とは、電気設備、ガス設備、給水設備、排水設備、衛生設備、冷暖房設備、空調設備、防災設備、運搬設備、清掃設備等で本来家屋と一体となって家屋の効用を高めるための設備をいい、税務会計上ではおおむね「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第1の「建物附属設備」に該当するものです。

### 2. 建築設備の家屋と償却資産の区分

建築設備は、固定資産税の取扱い上、経理上の勘定科目にかかわらず、次により家屋と償却資産に区分して課税します。

#### (1) 家屋の評価対象になるもの

家屋に取り付けた建築設備で、通常家屋と構造上一体となってその効用を高めるものは、家屋として固定資産税が課税されます。

また、次頁の区分表で『家屋の評価対象』に区分している設備であっても、賃借している家屋に取り付けた設備は償却資産の申告対象となります。

#### (2) 償却資産の申告対象となるもの

単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの、又は独立した機器としての性格の強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるものは、償却資産として固定資産税が課税されます。

### 3. 特定の生産又は業務用の設備の取扱い

次の設備は区分表の設備と同種類の設備ですが、すべて償却資産として課税されます。なお、これらの設備は税務会計上では、おおむね「機械及び装置」に含められます。

- ① 工場、倉庫等における動力源としてのボイラー、動力配線、発・変電設備
- ② 紡績業、精密機械工業、フィルム製造業における温湿度調和設備、集塵設備
- ③ 冷凍・冷蔵倉庫、製氷業の冷蔵設備（配管を含む）
- ④ 公衆浴場（特殊浴場を含む）のボイラー設備
- ⑤ 局所照明設備（スポットライト等）、ネオンサイン、投光器等のように、家屋本来の目的とは別の用途を目的とするもの
- ⑥ 百貨店、旅館、飲食店、クラブ、病院等における顧客の求めに応じて飲食物を調理するための厨房設備又は衣類の洗濯をする洗濯設備等のサービス設備
- ⑦ 機械式立体駐車場設備
- ⑧ 発電機、電話交換機等のように、家屋の建築設備ではあるが、極めて機械的な性格が強く、かつ家屋との構造上の一体性が本質的には考えがたいもの
- ⑨ 工場、倉庫等における製品の搬出施設としてのレール及び工場等における流れ作業等に用いられるベルトコンベア

#### 4. 家屋の賃借人が施工した内外装等の取扱い

賃借人等の家屋所有者以外の方が事業の用に供するため、家屋に付加したもの（「特定附帯設備」）については、特定附帯設備を取り付けた方が償却資産の申告を行ってください。（地方税法第343条第10項、糸島市税条例第54条第8項）

##### ※ 特定附帯設備の例

- 外 装 … 外壁（躯体部分を除く）、外壁の仕上げ等
- 内 装 … 天井・床・内部の仕上げ、造作、建具等
- 建築設備 … 電気、ガス、給排水、空調設備等

#### 5. 建築設備の家屋と償却資産の区分表

この表は通常の設定備について、一般的に区分したものです。賃借家屋の設定備、生産又は業務用の設備等については、取扱いが異なる場合がありますので、詳しくは税務課固定資産税係までお問い合わせください。

設備の種類	設備の分類	償却資産の申告対象となるもの	家屋の評価対象となるもの
電気設備	受変電設備	変圧器並びに附属する配管及び配線一式、工業用変送電設備、配電設備	
	屋内配線設備	計量器	配管、配線、スイッチ、コンセント、分電盤
	電灯照明設備	ネオンサイン、スポットライト、投光器、電光盤、外灯	白熱灯・蛍光灯器具、非常用照明器具
	動力配線設備	生産用動力配線	分電盤、スイッチ、制御盤、配管、配線
	予備電源設備（自家発電）	蓄電池、発電機及び附属品一式、充電器、配管、配線	
	中央監視制御設備	監視制御盤、センサー、配管、配線	
	電話設備	電話機、交換機、電源装置	配管、配線、端子盤
	インターホン設備		配管、配線、親機、子機
	L A N 設備	サーバー、端末機、光ケーブル	
	放送設備	アンプ、マイクロホン、スピーカー、出力制御器	ベル、ブザー、配管、配線
	出退表示設備		表示器、操作盤、配管、配線、押ボタン

設備の種類	設備の分類	償却資産の申告対象となるもの	家屋の評価対象となるもの
電気設備	業務監視用 テレビ設備	受像機、カメラ	配管、配線
	電熱設備	電熱器、冷蔵庫、電子レンジ	配管、配線
	ナースコール設備		表示盤、信号灯、その他器具一式、 配線
ガス設備	ガス供給設備	屋外供給本管、生産事業用一式	屋内支管、排気筒、カラン（使用口）
給水設備	水源	井戸、屋外配管	
	揚水設備		ポンプ、揚水管
	水処理設備	ばっき装置、沈殿装置、ろ過装置	
	給水設備	屋外設備、生産事業用一式、 水道引込設備	受水槽、貯水槽、ポンプ、止水栓、 給水栓、圧縮機、圧力タンク、配管
給湯設備		独立煙突、独立煙道、 ソーラー式集熱器	給湯器、給湯器（貯湯式）、 ボイラー、貯湯槽、配管
衛生設備	衛生器具設備	独立煙突、事業用流し類、メディ シンキャビネット	洗面器、手洗器、便器及び付属器、 洗髪器、シャワー、洗浄器、浴槽、 水飲器、ユニットバス、システムキ ッチン
	便器洗浄装置		洗浄装置一式
	便槽設備		便槽装置、排気筒
	し尿浄化槽設備		し尿浄化装置一式、送気孔、配管、 排水ポンプ
排水設備	排水設備	屋外設備	屋内配水管、ポンプ、雑排水ピット
	通気設備		通気管（ベント）
防災設備	火災報知設備	屋外設備	配管、配線、受信機、感知器、非常 ベル、附属機器
	消火設備	ホース、ノズル、手提式・車輪付 消火器、ガスボンベ、 屋外消火栓設備	消火栓設備、スプリンクラー設備、 ドレンチャー設備、泡消火設備、 ハロゲンガス消火設備

設備の種類	設備の分類	償却資産の申告対象となるもの	家屋の評価対象となるもの
防災設備	避雷設備		避雷突針、避雷導体、導線、その他 付属設備
換気設備		工業用送風装置	送風機、換気扇、排風機、ダクト、 排煙機
空気調和 設備		ルームエアコンディショナー、 ウインド型エアコン、スプリッ ト型エアコン ※非ダクト式のもので、室内機 と室外機が1対1で一室程度を 空調するもの	埋込型パッケージ式エアコン、ダク ト設備、配管設備、冷凍機、ヒート ポンプ、冷温水発生装置、冷却塔、 温水ボイラー、蒸気ボイラー、燃焼 装置、給油装置、太陽熱利用放熱器、 赤外線ヒーター、ユニットヒーター
運搬設備		工業用ベルトコンベア、気送子	エレベーター、リフト、事務用ベル トコンベア、気送管設備、エスカレ ーター、メールシュート設備
塵芥処理 設備		独立煙突、独立煙道、屋外の塵芥 燃焼炉設備	ダストシュート
厨房設備		調理機器、食器洗浄機、製氷機、 冷凍・冷蔵庫、温蔵庫	
洗濯機設備		洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス 機、事業用給配水管	
医療機器 設備		医療用ガス設備、吸引設備、滅菌 水製造設備、ポンペ、消毒設備、 手術設備、X線設備	
その他設備	機械式駐車場 設備	機械式駐車場設備、ターンテー ブル装置	
	自動扉設備		自動扉設備
	管制設備		自動車管制設備
	清掃設備		窓拭用ゴンドラ、セントラルバキュー ームクリーナー



#### IV 国税との主な違い

項目	固定資産税（償却資産） の取扱い	国税（減価償却） の取扱い
償却資産の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は旧定率法	一般の資産は定率法・旧定率法 又は定額法・旧定額法の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却（1 / 2）	月割償却
圧縮記帳の制度（注1）	認められません	認められます
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	認められません	認められます
増加償却（注2） （所得税・法人税）	認められます	認められます
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	1円（備忘価額）
改良費	区分評価（改良を加えられた資 産と改良費を区分して評価）	原則として区分評価
中小企業の少額減価償却資産の 取得価格の損金算入の特例 （租税特別措置法）	認められません	認められます

(注1) 圧縮記帳の制度は認められませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮をしたものについては、圧縮前の取得価額を記入してください。

(注2) 法人税法施行令第60条または所得税法施行令第133条の規定による増加償却を行った資産については、償却資産の評価上、控除額の加算を行うことができます。この場合、届出書等が必要となりますので、申告の際に添付してください。

## V 償却資産申告書の書き方（記入例）

前年中に減少したもの（ロ）  
令和5年1月2日から令和6年1月1日までに減少したものの

前年中に取得したもの（ハ）  
令和5年1月2日から令和6年1月1日までに取得したものの

個人番号又は法人番号  
※個人の場合は12桁の個人番号、法人の場合は13桁の法人番号を右詰めで記入してください。

令和6年1月11日		糸島市長 様		令和6年度 償却資産申告書（償却資産課税台帳）													※所有者コード (記載する必要はありません)			
所有者	1 住所 (ふりがな) 又は納税通知書送付先	〒819-1192 糸島市前原西一丁目1番1号 (電話 323-△△△△)		3 個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	8 短縮耐用年数の承認	有	無
	2 氏名 (ふりがな) 法人にあってはその名称及び代表者の氏名	(有)糸島商店 代表 糸島 太郎 (屋号 )		4 事業種目 (資本金等の額)	食料品卸売業 ( 10 百万円)													9 増加償却の届出	有	無
					5 事業開始年月	昭和61年10月													10 非課税該当資産	有
				6 この申告に回答する者の係及び氏名	糸島 花子 (電話 092-323-1112)													11 課税標準の特例	有	無
				7 税理士等の氏名	糸島 市郎 (電話 092-323-1112)													12 特別償却又は圧縮記帳	有	無
																		13 税務会計上の償却方法	定額法	・ 額法
																		14 青色申告	有	無

計(ニ)  
前年中に資産の増減がない場合は、(イ)の欄の価額を記載してください。

該当するものを○で囲んでください。

住所と資産所在地が異なる場合や糸島市内に2以上の事業所や資産所在地がある場合に記入し、主たる事業所等の番号を○で囲んでください。

借用資産（リース資産）の有無について○で囲み、「有」の場合は貸主の名称等を記載してください。

事業所用家屋の所有区分について○で囲んでください。

資産の種類	取 得				前 年 中 に 減 少 し た も の				前 年 中 に 取 得 し た も の				計 (イ)-(ロ)+(ハ)-(ニ)			
	前年	前年	前年	前年	前年	前年	前年	前年	前年	前年	前年	前年	前年	前年	前年	前年
	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
1 構築物		253	000						780	000			2	033	000	
2 機械及び装置		180	000			180	000				0				0	
3 船 舶		0				0					0				0	
4 航空機		0				0					0				0	
5 車両及び運搬具		0				0					0				0	
6 工具、器具及び部品	3	480	000			300	000		500	000			3	680	000	
7 合 計	4	913	000			480	000		1	280	000		5	713	000	

資産の種類	評 価 額				決 定 価 格				課 税 標 準 額			
	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
1 構築物												
2 機械及び装置												
3 船 舶												
4 航空機												
5 車両及び運搬具												
6 工具、器具及び部品												
7 合 計												

前年前に取得したもの(イ)  
令和5年1月1日以前に取得したものの

(イ) (ロ) (ハ) (ニ) の欄は電子計算機での処理データとしますので、数字は枠の中に正確に記載してください

記載する必要はありません。ただし、電子計算機処理による申告を行う場合は、記載してください。

次のような事項を記載してください。  
・資産の異動について、該当する番号を○で囲んでください。  
・解散、廃業、休業をされた場合はその年月日、移転・売却された場合はその年月及び移転・売却先  
・「短縮耐用年数承認書の写」等添付した書類の名称  
・その他、申告に必要な事項

所有者欄等補足

番号	項目	記載の仕方	備考
1	住所	<ul style="list-style-type: none"> <li>住所及び電話番号を正確に記載し、ふりがなを付してください。またビル等に入居している場合は、ビルの名称、階数及び部屋番号を記載してください。</li> <li>法人の場合は、本店所在地を記載してください。</li> <li><u>個人の場合は、所有者の住所（住民登録地等）を記載してください。</u></li> <li>共有の場合は、代表者の住所を記載してください。</li> </ul>	<p>法人の場合で本店以外に納税通知書の送付を希望する場合は、「納税管理人申告書」を提出してください。</p> <p>※詳細は、税務課固定資産税係へお問い合わせください。</p>
2	氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	氏名を記載してください。所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載してください。屋号があれば記載してください。	
4	事業種目 (資本金等の額)	事業の種目を具体的に記載してください。また、法人の場合は、資本金または出資金等の金額も記載してください。	2以上の事業を行う場合には、主たる事業種目を記載してください。
5	事業開始年月	個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合は当該法人の設立年月を記載してください。	
8	短縮耐用年数の承認	法人税法施行令第57条第1項又は所得税法施行令第130条第1項の規定により、 <u>国税局長の承認を受け耐用年数の短縮を行っている資産の有無</u> について該当する方を○で囲んでください。	「有」に該当する場合は、「耐用年数の短縮の承認通知書」の写しを添付してください。
9	増加償却の届出	法人税法施行令第60条又は所得税法施行令第133条の規定により、 <u>税務署長へ増加償却の届出を行っている資産の有無</u> について該当する方を○で囲んでください。	「有」に該当する場合は、「増加償却の届出書」の写しを添付してください。
10	非課税該当資産	<u>非課税に該当する資産の有無</u> について該当する方を○で囲んでください。なお、非課税に該当する資産の価額等は、この申告に含めないでください。	非課税に該当する資産については、別途書類の提出をお願いします。
11	課税標準の特例	<u>課税標準の特例（10頁参照）に該当する資産の有無</u> について該当する方を○で囲んでください。	課税標準の特例に該当する資産については、別途書類の提出をお願いします。
12	特別償却又は圧縮記帳	特別償却又は圧縮記帳の有無について該当する方を○で囲んでください。	償却資産の評価においては、特別償却及び圧縮記帳は認められておりません。
13	税務会計上の償却方法	税務会計上の償却方法について、該当する方を○で囲んでください。	
14	青色申告	法人税法又は所得税法の規定による青色申告の有無について該当する方を○で囲んでください。	

## VI 種類別明細書(増加資産・全資産)の書き方(記入例)

取得した年月を記載してください。  
なお年号については、1:明治、2:大正、3:昭和、4:平成、5:令和とし、それぞれの年号に対応する数字を記入してください。

当該資産に適応する耐用年数を記入してください。

増加事由について、  
1. 新品  
2. 中古品取得  
3. 移動による受入れ  
4. その他  
に該当するものを○で囲んでください。

資産の名称等  
電子計算機に品名を入力するデータとなりますので、名称等が同じでも「同上」「〃」等は記入しないでください。

資産の種類は下記のとおり記入してください。  
1. 構築物  
2. 機械及び装置  
3. 船舶  
4. 航空機  
5. 車両及び運搬具  
6. 器具及び備品

令和6年度		種類別明細書(増加資産・全資産用)										所有者名		1 枚のうち	
* 所有者コード *												(有)米島商店		1 枚	
行番号	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額(円)			耐用年数	償却率	価額	課税標準額	課税標準額	増減	摘要	
				年 月	十 百 千 円	十 百 千 円	年 月		十 百 千 円	十 百 千 円	十 百 千 円	十 百 千 円	① 2		
01	1	アスファルト舗装工事	1	5 04 8	780	000	10						1-2		
02	6	冷蔵ショーケース	1	4 20 8	500	000	6						1-2 3-4	申告漏れ	
03													1-2		
04													3-4		
05													1-2		
06													3-4		
07													1-2		
08													3-4		
09													1-2		
10													3-4		
11													1-2		
12													3-4		
13													1-2		
14													3-4		
15													1-2		
16													3-4		
17													1-2		
18													3-4		
19													1-2		
20													3-4		
小計						1 280 000									

記入する必要はありません

当該資産の取得価額を記入してください。  
取得価額における消費税の取り扱い、原則として国税の取り扱いの例によって算定します。  
したがって、税込経理方式を採用している事業者は消費税を取得価額に含め、税抜経理方式を採用している事業者は消費税を取得価額に含めないものとします。

記入する必要はありません。  
ただし、電子計算機処理による申告を行う場合は、記入してください

摘要  
課税標準の特例の適用がある資産について、その適用条項等を記載してください。  
その他必要事項を記入してください。

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他のいずれかに○印を付けてください。

## Ⅶ 種類別明細書（減少資産用）の書き方（記入例）

同封の償却資産種類別明細書の「資産コード」欄に印字している資産コードを必ず記入してください。

同封の償却資産種類別明細書の取得年月を記入してください。

減少した資産の取得価額を記入してください。  
なお資産の一部が減少した場合は、減少した部分に対応する取得価額を記入してください。

令和6年度

### 種類別明細書(減少資産用)

* 所有者コード *		所有者名										枚のうち	
行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	中書	減少の理由及び区分		摘要
					年	月	日				1 売却 3 移動	2 滅失 4 その他	
01		41000101	肉切機	1	4	3	3	180,000	9	記入する必要はありません	1・②・3・4	①・2	
02		41000203	パソコン	1	5	0	8	300,000	4		①・2・3・4	1・②	当初取得価額60万円のうち30万円(1台)減少
03											1・2・3・4	1・2	
04											1・2・3・4	1・2	
05											1・2・3・4	1・2	
06											1・2・3・4	1・2	
07											1・2・3・4	1・2	
08											1・2・3・4	1・2	
09											1・2・3・4	1・2	
10											1・2・3・4	1・2	
11											1・2・3・4	1・2	
12											1・2・3・4	1・2	
13											1・2・3・4	1・2	
14											1・2・3・4	1・2	
15											1・2・3・4	1・2	
16											1・2・3・4	1・2	
17											1・2・3・4	1・2	
18											1・2・3・4	1・2	
19											1・2・3・4	1・2	
20											1・2・3・4	1・2	
小計								480,000					

資産の種類は下記のとおり記載してください。

1. 構 築 物
2. 機 械 及 び 装 置
3. 船 舶
4. 航 空 機
5. 車 両 及 び 運 搬 具
6. 器 具 及 び 備 品

※電子計算機で処理しますので、文字、数字は枠の中に正確に記入してください。

※事業所の廃止等で、申告済みの資産を全部を抹消する場合は、償却資産申告書の取得価額（二）を0とし、「18 備考」欄にその旨等記入してください。

第二十六号様式別表二(提出用)

当該資産が減少した事由をその区分について該当するものの番号をそれぞれ○で囲んでください。

次のような事項を記入してください。

- ・ 申告漏れの場合、廃棄や売却した実際の年月
- ・ 減少の区分が「2一部」に該当する場合は「当初取得価額60万円のうち30万円減少」のように減少した額及び取得価額
- ・ その他該当資産が減少したことについて必要な事項

## 償却資産申告書の提出・問い合わせ先

糸島市 市民部 税務課 固定資産税係

〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号

電話番号 (代表) 092-323-1111 (担当：出水<sup>でみず</sup>)

※申告書様式は糸島市ホームページからもダウンロードできます。  
詳しくは糸島市ホームページをご覧ください。



提出前に次の確認をお願いします。

チェック

- 申告書に氏名・法人名、住所の記入はしていますか？
- 個人の方の場合は、個人名、住民票の住所を記入していますか？
- 申告書に連絡先の記入はしていますか？
- 申告書の「18 備考」の該当する項目に○をしていますか？
- 種類別明細書の増加資産の耐用年数は記入していますか？
- 種類別明細書の増加の事由欄（1～4）は記入していますか？
- 郵送で申告する際に受付印を押した控えが必要な場合は、切手を貼った返信用封筒を同封していますか？



〒819-1192

糸島市前原西一丁目1番1号

糸島市役所 市民部税務課  
固定資産税係 行

(償却資産申告書在中)

このラベルを切り取って、申告書送付の際  
ご利用ください。



- ※郵送費のご負担をお願いします。
- ※本市の受付印を押した申告書控えの返送を希望される場合は、必ず切手を貼付した封筒を同封してください。
- ※返信用封筒の切手の金額が不足する場合は控えを返送できかねますのでご了承ください。